

令和6年度 水質検査計画

令和6年3月

群馬県企業局

目 次

1	基本方針	1
2	水道用水供給事業の概要	2
3	各浄水場における水質の状況	5
4	水質検査の役割、採水地点、項目及び頻度	6
5	臨時の水質検査	13
6	水源の水質調査	13
7	放射性物質検査	13
8	水質検査の方法	14
9	水質検査計画及び検査結果の公表	14
10	水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	15

群馬県企業局は、安全な水道水を県民に安定的に供給するため、「群馬県水道整備基本構想」及び「県央地域広域的水道整備計画」に基づき、2か所の浄水場から、広域的に水道用水を供給しています。

市町村等の水道事業者が水道用水を供給する事業を「水道用水供給事業」といいます。

水道用水供給事業者は、供給している水道用水の水質を確認するため、定期及び臨時の水質検査を行い、かつ、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しなければならないことが、水道法令で定められています。

群馬県企業局は、水道法施行規則第15条第6項に基づき、令和6年度の水質検査計画を以下のとおり策定します。

1 基本方針

- (1) 水道法で検査が義務づけられている項目と、水質管理上必要と判断した項目について、水質検査を実施します。
- (2) 浄水処理が最適な方法で行えるよう、水源及び水質変化が懸念される地点について、水質調査を行います。
- (3) 水源とする河川等において水質汚濁事故が発生し、原水水質に影響を及ぼすおそれがある場合には、直ちに現地調査や臨時の水質検査を実施する等必要な処置を行います。
- (4) 水質検査及び調査は、群馬県企業局内で連携して行います。
- (5) 水質検査結果をホームページ等で公表します。
- (6) 検査結果の精度と信頼性保証を確保する「水道水質検査優良試験所規範（略称：水道GLP）」に基づき水質検査を実施します。

2 水道用水供給事業の概要

群馬県企業局の水道用水供給事業は、表1に示す2か所の浄水場から水道用水を各給水市町村へ供給しています。

供給水の水質を保証するための検査は、主に水質管理センター（表2）で行います。
 浄水場及び水質管理センターの位置は、図1のとおりです。

表1 浄水場の概要

	県央第一水道事務所	県央第二水道事務所
所在地	北群馬郡榛東村大字広馬場	渋川市北橋町箱田
給水開始	昭和58年4月	平成10年6月
水源	利根川表流水 (群馬用水榛名幹線から取水)	利根川表流水 (群馬用水赤城幹線から取水)
水道用水供給先	前橋市、高崎市 榛東村、吉岡町	前橋市、桐生市、伊勢崎市 渋川市、玉村町
施設能力	160,000 m ³ /日	93,250 m ³ /日
浄水方法	凝集沈でん、急速ろ過、塩素処理（前・中・後）	
粉末活性炭注入設備	有り	
フロック形成池	上下う流式	
沈でん池	傾斜板付横流式	
ろ過池	急速ろ過（自己水逆洗浄重力式）	
汚泥処理方法	重力濃縮／天日乾燥	重力濃縮／長時間加圧脱水

表2 水質管理センターの概要

所在地	渋川市北橋町箱田
主要検査機器	誘導結合プラズマ質量分析計（ICP-MS） 高速液体クロマトグラフ（HPLC） イオンクロマトグラフ（IC） ポストカラムイオンクロマトグラフ ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS） 水銀分析計 液体クロマトグラフタンデム質量分析計（LC-MS/MS） 蛍光顕微鏡 全有機炭素（TOC）計 ゲルマニウム半導体検出器

主な機器の紹介

ガスクロマトグラフ質量分析計



揮発性有機化合物を測定します。

高速液体クロマトグラフ



ホルムアルデヒド、陰イオン界面活性剤を測定します。

誘導結合プラズマ質量分析計



ヒ素、鉛、鉄、マンガン等の金属を測定します。

液体クロマトグラフタンデム質量分析計



ハロ酢酸、農薬等を測定します。

クリーンベンチ



細菌検査は、環境からのコンタミネーション（汚染）を防ぐため、クリーンベンチ内で実施します。

ゲルマニウム半導体検出器



放射性物質（セシウム 134 及びセシウム 137）を測定します。



図1 浄水場及び水質管理センター所在地

3 各浄水場における水質の状況

各浄水場において注意すべき水質の特性は、表3のとおりです。河川の表流水を水源としているため、河川周辺の地形・地質・降雨量等の自然条件や生活排水・工場排水等の人為的要因により、その水質は大きく変動する可能性があります。

浄水場では、原水の水質や水質管理上の問題点を踏まえ、適正に浄水処理を行っています。また、各浄水場から供給している水道用水（供給水）は、すべて水質基準に適合していることを確認しています。

表3 各浄水場における水質の状況

	県央第一水道事務所	県央第二水道事務所
水源	利根川表流水 (群馬用水榛名幹線から取水)	利根川表流水 (群馬用水赤城幹線から取水)
原水の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による高濁水の発生 ・冬季の低水温、低濁度 ・雪解け時期の低アルカリ度 ・上流ダムの放流等による水質変化 ・藻類の光合成等に伴うpH値の上昇 ・夏季等の微細藻類の増加 	
浄水処理における 水質管理上注意すべき 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・pH値 ・アルカリ度 ・臭気(藻臭、土臭等) ・有機物 ・消毒副生成物 ・クリプトスポリジウム、ジアルジア 	

4 採水地点、検査項目及び頻度

(1) 採水地点

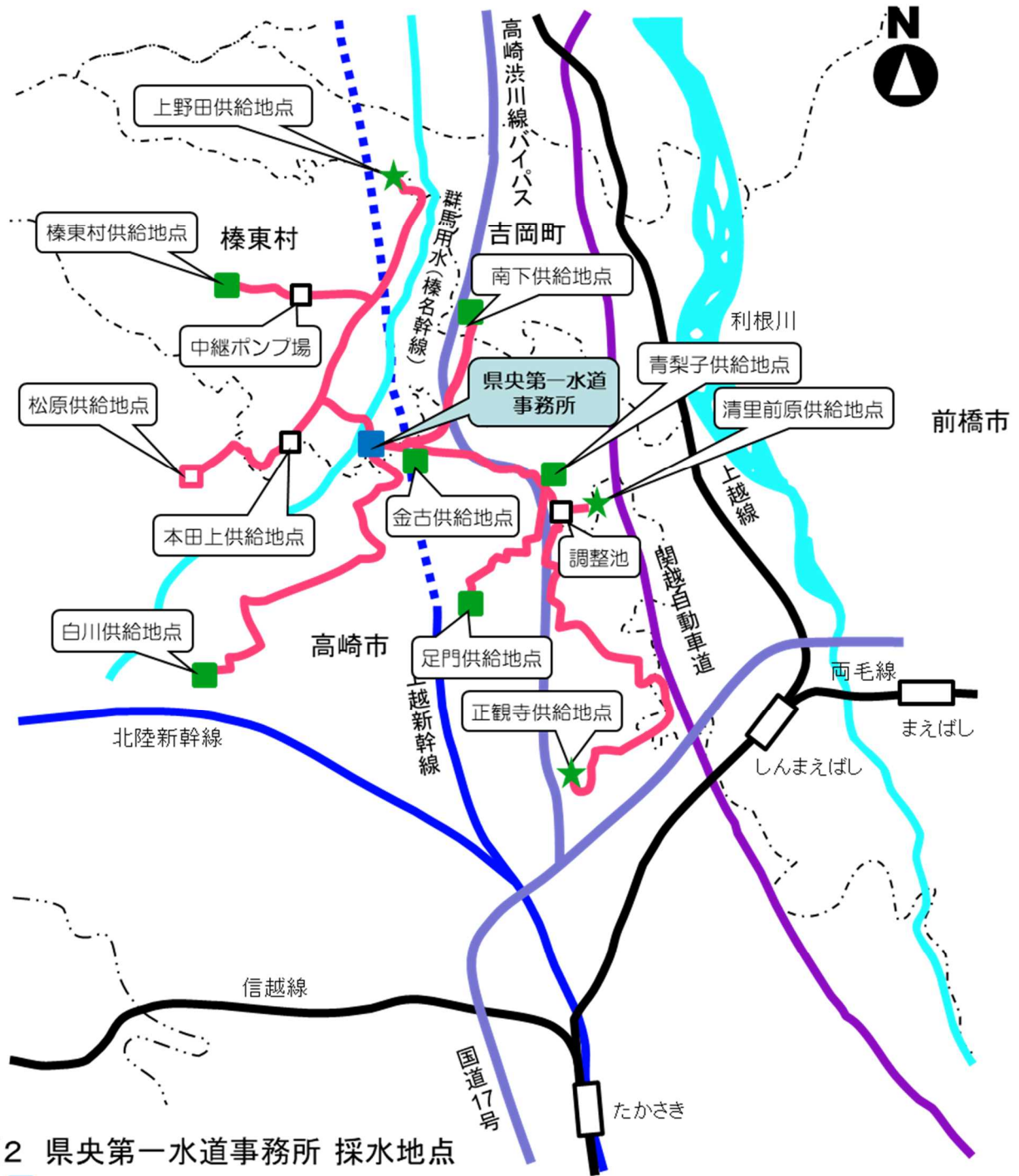
各浄水場では、浄水処理の上で必要な水質検査及び水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づく水質検査（以下「毎日検査」という。）を行います。毎日検査は浄水場の送水系統ごとに選定した水質自動監視装置設置地点（以下「水質自動監視装置設置地点」という。）で、水質自動監視装置により検査を行います。

毎日検査を除く水質検査については、各浄水場の原水、送水及び浄水場ごとに選定した供給地点（以下「水質基準項目検査地点」という。）とします。また、水質基準項目検査地点以外の地点（以下「水質検査補助地点」という。）についても、水質管理上必要な項目について検査を行います（表4参照）。

なお、各浄水場の送水経路及び採水地点の位置は、図2～3のとおりです。

表4 水質検査の採水地点

	浄水場	水質自動監視装置設置地点	水質基準項目検査地点	水質検査補助地点
	県央第一水道事務所	清里前原供給地点（前橋市青梨子町） 青梨子供給地点（前橋市青梨子町） 正観寺供給地点（高崎市正観寺町） 足門供給地点（高崎市足門町） 金古供給地点（高崎市金古町） 白川供給地点（高崎市箕郷町上芝） 榛東村供給地点（榛東村新井） 上野田供給地点（吉岡町上野田） 南下供給地点（吉岡町南下）	清里前原供給地点（前橋市青梨子町） 正観寺供給地点（高崎市正観寺町） 上野田供給地点（吉岡町上野田）	青梨子供給地点（前橋市青梨子町） 足門供給地点（高崎市足門町） 金古供給地点（高崎市金古町） 白川供給地点（高崎市箕郷町上芝） 松原供給地点（高崎市箕郷町矢原） 榛東村供給地点（榛東村新井） 南下供給地点（吉岡町南下）
		2地点	9地点	3地点
	県央第二水道事務所	新里供給地点（桐生市新里町板橋） 田島供給地点（前橋市富士見町田島） 嶺供給地点（前橋市嶺町） 荻窪供給地点（前橋市荻窪町） 境ふちな供給地点（伊勢崎市境上測名）	堀越供給地点（前橋市堀越町） 新里供給地点（桐生市新里町板橋） 富田供給地点（前橋市富田町） 境ふちな供給地点（伊勢崎市境上測名） 玉村供給地点（玉村町上新田）	北橋供給地点（渋川市北橋町赤城山） 赤城山供給地点（前橋市富士見町赤城山） 小坂子供給地点（前橋市小坂子町） 柏倉供給地点（前橋市柏倉町） 鼻毛石供給地点（前橋市鼻毛石町） 壺沢供給地点（前橋市粕川町壺沢） 田島供給地点（前橋市富士見町田島） 嶺供給地点（前橋市嶺町） 荻窪供給地点（前橋市荻窪町） 波志江供給地点（伊勢崎市波志江町） 赤堀磯供給地点（伊勢崎市磯町） あずま供給地点（伊勢崎市国定町）
		2地点	5地点	5地点
小計	2地点	5地点	5地点	12地点
合計	4地点	16地点	8地点	19地点



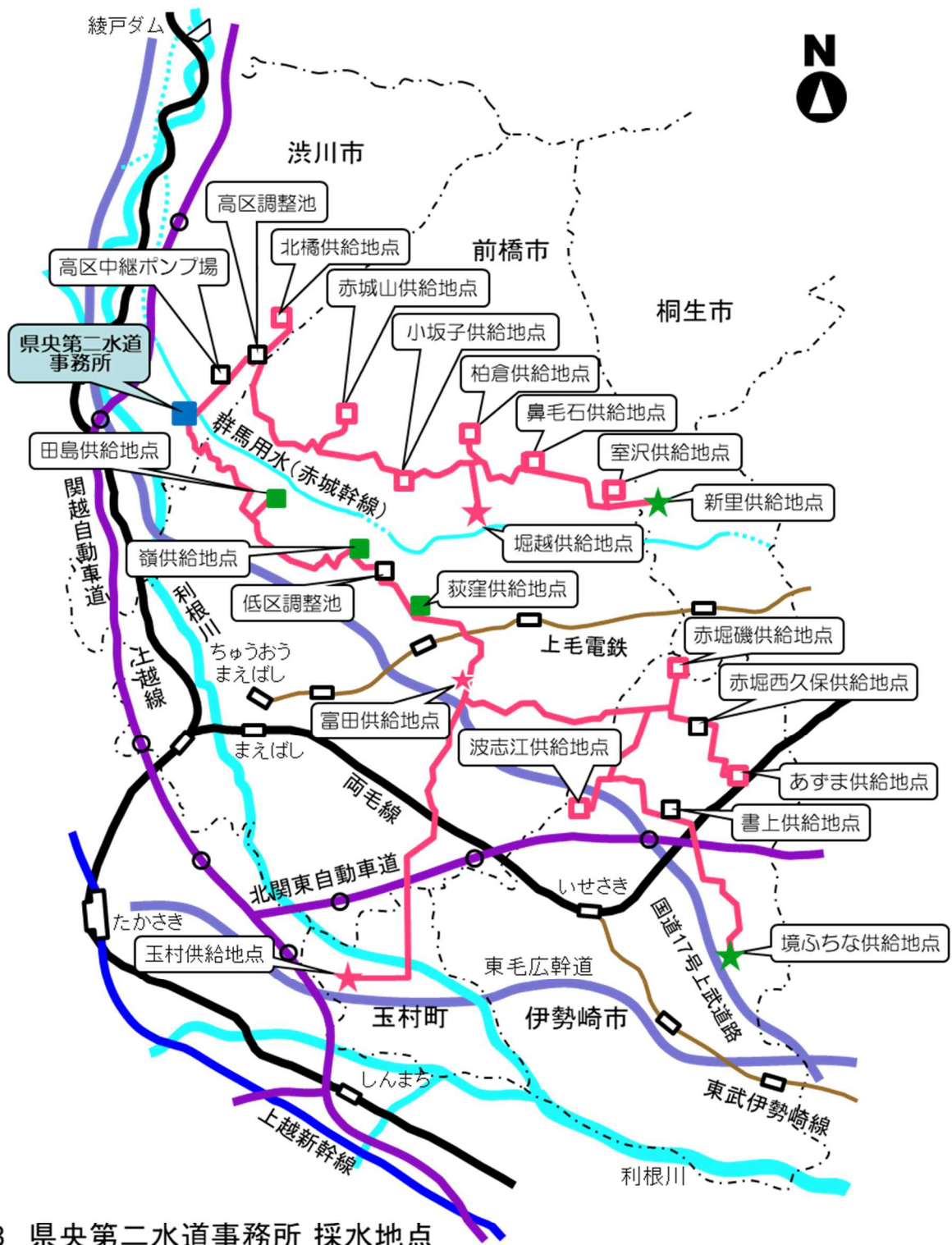


図3 県央第二水道事務所 採水地点

- 浄水場
- ★ 水質自動監視装置設置地点+水質基準項目検査地点
- 水質自動監視装置設置地点+水質検査補助地点
- ★ 水質基準項目検査地点
- 水質検査補助地点
- その他の供給地点、調整池、ポンプ場

(2) 水質検査の項目及び頻度

ア 毎日検査項目

毎日検査項目は、水道水が満たさなければならない最も基本的な要件であり、水道法施行規則により、色、濁り、消毒の残留効果について、1日1回以上検査することが定められています（表5参照）。

水質自動監視装置設置地点で水質自動監視装置を用いて検査を行います。

表5 毎日検査項目

	検査項目	検査頻度
1	色	1回／日以上
2	濁り	1回／日以上
3	消毒の残留効果（遊離残留塩素）	1回／日以上

イ 水質基準項目

水質基準項目は、アの毎日検査項目と同じく水道水が満たさなければならない要件であり、現在51項目が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）で定められています。検査は、法令で定められた頻度（水道法施行規則第15条第1項）を基本としますが、過去の検査結果等から水質管理上必要と判断した項目については法定頻度より多く実施します。検査項目及び検査頻度の詳細は、表6のとおりです。

ウ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべきものとされている項目で、現在27項目が厚生労働省健康局長通知（平成15年健発第1010004号）で設定されています。

そのうち農薬類については、水源地域での使用実績、検出状況、毒性等を考慮して、検査項目を選んでいます。検査項目及び検査頻度の詳細は、表7のとおりです（一部委託）。

エ その他の項目

その他の項目は、情報や知見の収集が必要である要検討項目（現在46項目）やクリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物及び浄水処理対応困難物質などから、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。検査項目及び検査頻度の詳細は、表8のとおりです。

オ 独自に行う検査項目

水質検査補助地点について実施する水質管理上必要な検査項目は、表9のとおりです。また、浄水処理工程を管理するために必要な項目については、表10のとおりです。

表6 水質基準項目の検査頻度（水道G L P対象項目）

No.	区分	基準項目	基準	法令で定める頻度	検査頻度（回/年）				
					原水	送水	水質基準項目検査地点		
基01	病原生物の指標	一般細菌	100 個/mL以下	12回/年	12	12	12		
基02		大腸菌	検出されない		12	12	12		
基03	金属類、無機物質	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	4回/年	4	4	4		
基04		水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下		4	4	4		
基05		セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		4	4	4		
基06		鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		4	4	4		
基07		ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		4	4	4		
基08		六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		4	4	4		
基09		亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下		12	12	4		
基10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下		4	4	4		
基11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下		12	12	4		
基12		フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下		12	12	4		
基13		ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下		4	4	4		
基14		一般有機化学物質	四塩化炭素		0.002 mg/L以下	4回/年	4	4	4
基15			1,4-ジオキサン		0.05 mg/L以下		4	4	4
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下	4	4		4		
基17	ジクロロメタン		0.02 mg/L以下	4	4		4		
基18	テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下	4	4		4		
基19	トリクロロエチレン		0.01 mg/L以下	4	4		4		
基20	ベンゼン		0.01 mg/L以下	4	4		4		
基21	消毒副生成物		塩素酸	0.6 mg/L以下	4回/年		—	6	6
基22			クロロ酢酸	0.02 mg/L以下			—	6	6
基23			クロロホルム	0.06 mg/L以下			—	6	6
基24		ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—		6	6		
基25		ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	—		6	6		
基26		臭素酸	0.01 mg/L以下	—		4	4		
基27		総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	—		6	6		
基28		トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	—		6	6		
基29		ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	—		6	6		
基30		プロモホルム	0.09 mg/L以下	—		6	6		
基31		ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	—		6	6		
基32	金属類、色	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	4回/年	4	4	4		
基33		アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		4	4	4		
基34		鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下		4	4	4		
基35		銅及びその化合物	1.0 mg/L以下		4	4	4		
基36	味	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	12回/年	12	12	4		
基37	金属類、色	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		4	4	4		
基38	味	塩化物イオン	200 mg/L以下	12回/年	12	12	12		
基39		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下		4回/年	12	12	4	
基40		蒸発残留物	500 mg/L以下			4	4	4	
基41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	原因藻類発生時期に月1回以上	4	4	4		
基42	臭気	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下		12	12	6		
基43		2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	12	12	6			
基44	発泡	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	4回/年	4	4	4		
基45	臭気	フェノール類	0.005 mg/L以下		4	4	4		
基46	味	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下	12回/年	12	12	12		
基47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下		12	12	12		
基48		味	異常でない		—	12	12		
基49		臭気	異常でない		12	12	12		
基50		色度	5度以下		12	12	12		
基51		濁度	2度以下		12	12	12		

表7 水質管理目標設定項目の検査頻度

No. ※1	区 分	項 目	目標値	検査頻度 (回/年)			備考
				原水	送水	水質基準 項目検査 地点	
目1	無機物質、 金属類	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4	4	4	
目2		ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下(暫定)	4	4	4	
目3		ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	4	4	4	
目5	一般有機化学物質	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	4	4	4	
目8		トルエン	0.4 mg/L 以下	4	4	4	
目9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	4	4	—	
目10	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下	—	—	—	※2
目12	消毒剤	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下	—	—	—	※2
目13	消毒副生成物	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下(暫定)	—	4	4	
目14		抱水クロラール	0.02 mg/L 以下(暫定)	—	4	4	
目15	農薬	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	6	6	—	※3
目16	臭気	残留塩素	1 mg/L 以下	—	12	12	※4
目17	味	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L 以上100 mg/L 以下	12	12	4	※5
目18	色	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	4	4	※5
目19	味	遊離炭酸	20 mg/L 以下	4	4	—	
目20	臭気	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	4	4	4	
目21		メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	4	4	4	
目22	味	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.2 mg/L 以下	12	12	12	※6
目23	臭気	臭気強度(TON)	3以下(TON)	—	4	—	
目24	味	蒸発残留物	30 mg/以上200 mg/以下	4	4	4	※5
目25	濁り	濁度	1 度以下	12	12	12	※5
目26	腐食	pH 値	7.5 程度	12	12	12	※5
目27		腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし極力0に近づける	—	4	—	
目28	水道施設の健全性の指標	従属栄養細菌	2000 個/mL 以下(暫定)	—	4	4	
目29	一般有機化学物質	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	4	4	4	
目30	色	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	4	4	4	※5
目31	一般有機化学物質	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下(暫定 ※7)	4	4	—	

※1 目4、目6、目7は水質基準項目に移行したため、目11は水質管理目標設定項目から削除されたため、欠番です。

※2 二酸化塩素を消毒剤として使用していないため省略します。

※3 県内出荷量及び毒性等を考慮して測定農薬を選定し、使用量が多いと思われる時期に検査します。

※4 送水・供給地点については、水質自動測定機器で測定しているため、検査回数にかかわらず常時監視しています。

※5 水質基準項目と重複しているため、水質基準項目として検査を実施します。

※6 有機物の量を評価する項目として「過マンガン酸カリウム消費量」(目標値 3mg/L 以下)と設定されていますが、全有機炭素(TOC)の量との相関関係を把握したうえで、項目を「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」(目標値 1.2mg/L 以下)に変更し、水質基準項目として検査を実施します。

※7 PFOS 及び PFOA の濃度を足し合わせたものです。

表 8 その他の項目の検査頻度

No.	区分	項目	目標値	検査頻度(回/年)		
				原水	送水	水質基準項目 検査地点
1	原虫類等	クリプトスポリジウム	-	4	-	-
2		ジアルジア	-	4	-	-
3		嫌気性芽胞菌	-	4	-	-
4		大腸菌数	-	4	-	-

※ 水源流域における水系感染症の疑いがある場合や、ろ過水濁度上昇時、その他必要に応じて送水の検査を行います。

表 9 水質検査補助地点の検査項目

水質基準項目	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、全有機炭素（TOC）の量、pH値、味、臭気、色度、濁度
--------	---

表 10 浄水処理工程を管理するために必要な検査項目

検査項目	備考
水温、濁度、色度、臭気、味、pH値、電気伝導率、アルカリ度、残留塩素など	水質管理に必要な項目で、運転管理・水質管理に役立っています。
塩素酸、有機物、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、かび臭物質、VOCなど	浄水処理における水質管理上注意すべき項目で、運転管理・水質管理に役立っています。

5 臨時の水質検査

次のような場合は、臨時の水質検査を行います。水質検査結果から、水道に与える影響や必要となる対応策を検討し、関係する機関で情報を共有します。

なお、臨時の水質検査は水質異常が収束し、安全性が確認されるまで継続します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

6 水源の水質調査

浄水場の水源である河川・湖沼等において、浄水処理に影響する項目又は長期的な動向を把握するのに必要な項目を表11のとおり調査します。また、調査結果から水源水質の季節変動や経年変化を把握し、適切な浄水処理を行うことに活かします。

表11 水源の水質調査

調査名	調査地点	調査内容	調査頻度
利根川調査	県央第一水道・県央第二水道 水源 その他必要な地点	河川の状況把握（色度、濁度、pH値、電気伝導率、臭気、アルカリ度、全有機炭素、陰イオン、陽イオン、硬度など） 農薬、生活排水・産業排水等による汚染状況の監視	1回/月

7 放射性物質検査

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質が拡散されました。水道用水（供給水）の安全性を確認するため各浄水場の原水及び送水について、表12のとおり検査を実施します。

表12 水道水中の放射性物質の検査

検査項目	管理目標値 (Bq/kg 以下)	検査対象	検査頻度
放射性セシウム (セシウム134及びセシウム137の総和)	10	原水及び送水	1回/3ヶ月

8 水質検査の方法

(1) 自己検査

毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。また、その他の項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

(2) 外部委託検査

ア 委託の範囲

表13の項目については、水道法第20条第3項の登録を受けた者（登録水質検査機関）に委託して検査を行います。必要に応じて、他の項目についても委託する場合があります。

委託する際の検査試料の採取は、原則として自己で行い、採取後速やかに受託者へ引き渡します。なお、水質検査等について関係法令を遵守し、適切に行うよう受託者と契約を結びます。

また、自己検査で対応不可の項目について臨時の水質検査を行う場合、受託者に速やかに委託できるよう、緊急連絡体制を確保します。

表13 外部委託検査項目(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、農薬類(一部委託)、遊離炭酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
------------	--

イ 委託した検査の実施状況の確認方法

委託した検査の実施状況は、水質検査結果書のほか、詳細な検査のデータ等により確認します。

また、受託者検査施設の確認や精度確認を行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質検査計画の公表

水質検査計画は毎年度策定し、各受水団体に送付するとともに、群馬県企業局のホームページに公表します。

(2) 水質検査結果の公表

- 水質検査計画に基づき水質検査を実施し、検査結果を毎月各受水団体に送付します。
- 原水及び送水の検査結果は、群馬県企業局のホームページで公表します。
- 水質検査結果は、水質年報を作成し公表します。

10 水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価

水質検査結果は、公表するとともに水質基準等により評価を行い、水質管理の改善や次期水質検査計画に反映させます（図4参照）。

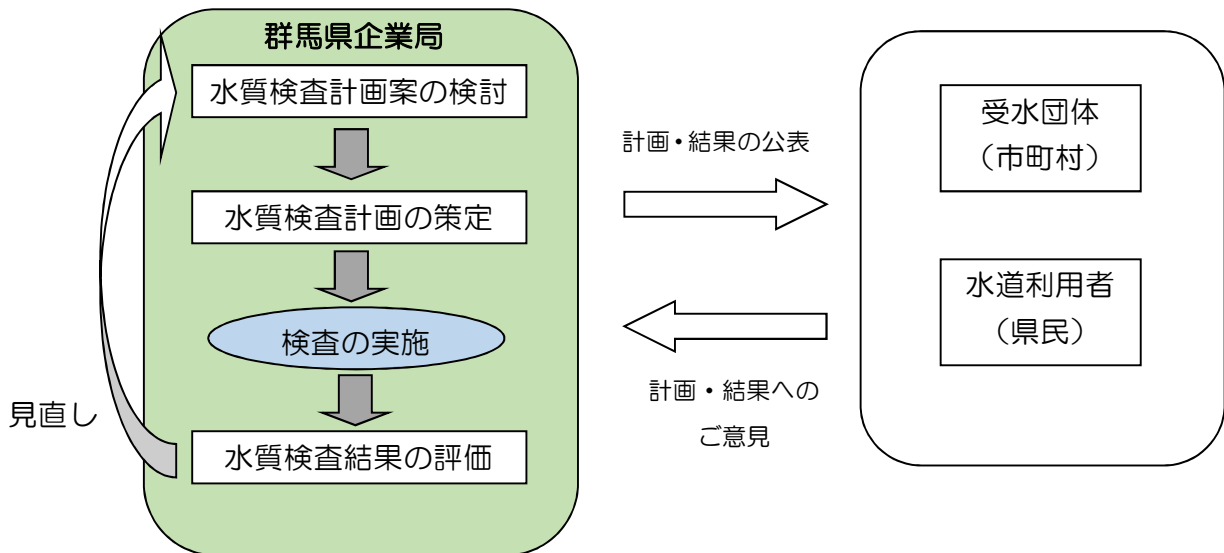


図4 水質検査計画策定の流れ

(2) 水質検査の精度と信頼性確保

- 厚生労働省や群馬県が実施する外部精度管理に積極的に参加し、測定値の信頼性の確保に努めます。
- 検査機器類の性能確保のため、定期的な保守点検を行います。

(3) 関係機関との連携

水源等で水質汚濁事故が発生した場合には、「群馬県水質汚濁事故対応要綱」に基づく水質汚濁事故通報連絡体制により、県機関、市町村及び下流都県水道事業者などの関係機関と情報交換を行いながら、迅速かつ適切な対応を行います。

また、必要に応じて関係機関との情報交換を積極的に行い、安全な水を安定的に供給するよう努めます。

常に安全な水道水をお届けし、受水団体の皆さまに
安心してご利用いただけるよう、
適確な水質検査を実施します。

●水質検査計画に関する問い合わせ先

群馬県企業局水道課 水道係
〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
TEL 027-226-4015
FAX 027-220-4422

◆県営水道に関する情報は、群馬県企業局ホームページをご覧ください◆
群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) にアクセスし、「企業局」で検索